

営第637号
令和4年3月7日

(一社) 島根県建築技術協会長
(一社) 島根県管工事業協会長
(一社) 島根県電業協会長
(一社) 日本塗装工業会島根県支部長 } 様

総務部営繕課長

営繕工事の設計金額における法定福利費の明示等について

建設業者の社会保険等未加入対策については、従来より建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から建設業所管部局において取り組んできたところです。

このたび、島根県営繕工事において、法定福利費を受発注者間の契約段階で確保し、適切に元請・下請業者間の請負契約に反映させていくことを目的として、島根県総務部が入札公告、指名通知又は見積依頼を行う営繕工事（企業局契約および病院局契約を含む）において以下のとおり取り扱うこととしましたので、参考に送付します。

記

1. 請負代金内訳書における法定福利費の明示について

島根県公共工事標準請負契約約款第3条第2項を適用し、請負代金内訳書において法定福利費の明示を義務付ける。

2. 島根県総務部発注の営繕工事の設計金額における法定福利費相当額の明示について

予定価格に含まれる法定福利費について、島根県が想定する法定福利費事業主負担額概算額を以下の方法で公表する。

【算出方法】

法定福利費相当額 ≒ 工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合

【公表方法】

・上記により算出した額を別紙1に記載し、工事費設計内訳書の最終ページへ追加し、契約後に公表する。

3. 適用

令和4年4月1日以降に入札公告、指名通知する営繕工事

別紙 1

工事価格に含まれる法定福利費相当額

工事名	〇〇〇〇工事
工事種別	一般建築工事
工事価格（税抜）	〇〇〇〇〇〇円
上記工事価格に含まれる 法定福利費相当額	〇〇〇〇〇〇円

※上記工事価格に含まれる法定福利費相当額は、法定福利のうち事業主負担額の概算額です。

当該概算額は、当該工事に係る積算上の予定価格の額に、工事種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。